

7 うるおいと安らぎあるまちづくりに協力しましょう

環境配慮行動

1) 沿道や敷地内の緑化を進めます

騒音防止や大気浄化効果のある緑を確保します。(情報1, 事例)

沿道や敷地内の緑を増やし, 従業員や市民の憩いの場を創出します。(支援)

屋上や壁面を緑化し, 緑の多い町並みを創出します。(情報2)

町会などによる沿道や河畔の緑化に協力します。

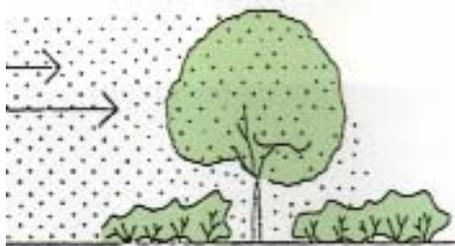
2) 親水空間の創出に協力します

町会などによる親しみある水辺の創出に協力します。

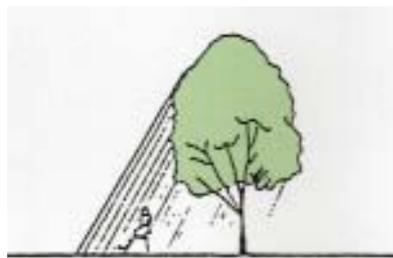
河川美化活動への参加など, 快適な親水空間の維持に協力します。

【情報1】緑化の効果と機能

街なかのみどりは, 潤いや安らぎの場としてだけではなく, 「緩衝」「防塵」「防風」「緑陰」などのさまざまな効果があります。



騒音など公害の「緩衝」, ホコリなどの吸着による「防塵」や「防風」「防火」などの効果



涼しい「緑陰」の創出, 並木などによる「美観の向上」や「安心感」

資料:工場緑化のすすめ(平成6年北海道)

【事例】工場緑化



資料:工場緑化のすすめ(平成6年北海道)

【情報2】屋上緑化や壁面緑化の冷暖房節約効果

東京電力株式会社の試算によれば, 建築物の屋上庭園化や壁面緑化による冷暖房節約効果は16~31%となっており, 仮に東京23区の屋上未利用地空間をすべて緑化した場合, 真夏のピーク時の電力需要を31万KW(2.6%)削減できるとしています。(地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインより)

【支援制度】産業再配置促進法に基づく工場緑化補助制度

工場の移転や新增設を行った場合, 一定の条件の下で緑化費用の一部が補助されます。詳しくは商工観光部工業振興課(21-3321)にお問い合わせください。